

# インボイス制度 (適格請求書等保存方式)

すべての個人事業主の方に関わるかもしれない、  
**令和5年(2023年)10月1日**から導入される  
**消費税の大きな制度改正**です。

- 今まで消費税の免税事業者であった 課税売上高が1,000万円以下の方も、この「インボイス制度」の導入により、消費税の申告が必要となる可能性があります。
- 事前に登録申請書の提出が必要となり、請求書や帳簿の記載方法が変わってきます。

## 消費税 講習会

2年後(令和5年10月1日)の導入に向けて理解を深め、検討して頂くために税務署から講師をお迎えして、**講習会**を開催いたします。(9月以降も順次開催予定)

テーマ: 『インボイス制度の概要』

日時: 8月24日(火) 13:30～15:00

場所: 青色会館 3階研修室

定員: 20名(コロナ禍により、定員を制限させていただきます)

※制度については同封のリーフレットをご参照ください。

インボイス制度開始

令和5年10月1日～

登録申請書受付開始

令和3年10月1日～

**要予約** ☎ 381-3101 まで 詳しくは、事前予約制の税理士個別相談会をご利用下さい。